

■ 届出対象行為

| 対象となる行為 | | 対象となる規模 |
|--|---|---|
| ※ 特定届出対象行為 | 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 | ○ 高さ 10mを超えるもの若しくは建築面積 500 m ² を超えるもの ○ 上記に係る建築物の外観の変更の範囲が 10 m ² を超えるもの |
| | 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 | ○ 建築基準法第 88 条、同法施行令第 138 条に規定する工作物 ・ 高さが 2 m を超える擁壁 ・ 高さが 4 m を超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの ・ 高さが 6 m を超える煙突 ・ 高さが 8 m を超える高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの ・ 高さが 15m を超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの 等 ○ 上記に係る工作物の外観の変更の範囲が 10 m ² を超えるもの |
| 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為 | | ○ 土地の面積が 500 m ² を超えるもの若しくは高さ 2 m を超えるのり面が生じるもの |
| 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 | | ○ 土地の面積が 500 m ² を超えるもの若しくは高さ 2 m を超えるのり面が生じるもの |
| 木竹の伐採 | | ○ 伐採の面積が 500 m ² を超えるもの |
| 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 | | ○ 堆積の高さが 3 m を超えるもの若しくは土地の面積が 300 m ² を超えるもので、堆積の期間が 90 日以上のも |
| 水面の埋立て又は干拓 | | ○ 全て |
| 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る）の外観について行う照明（以下「特定照明」） | | ○ 次のいずれかに該当するもの ・ 戸建専用住宅以外の用途の建築物の外観及びその敷地内において当該行為を行う場合 ・ 屋外駐車場や展示場などの屋外利用に供する敷地において当該行為を行う場合 ・ 観光スポットにおいて当該行為を行う場合 |

※：景観法第 17 条第 1 項の規定により条例で定める行為。特定届出対象行為について、景観計画に定められた形態意匠(色彩、デザイン等。高さは含まれない。)の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対しては、必要な限度において、設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができます(変更命令)。

※北谷町景観計画 P31 より抜粋